

— 町長メッセージ —  
町民の皆様へ

日に日に寒さも増してきたように感じます。本格的な冬の到来とともに、インフルエンザの流行期に入ってきます。湯浅町では、中学生以下のお子さんと65歳以上の方を対象にインフルエンザワクチン予防接種にかかる費用を助成しています。今期は、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行が懸念されています。11月以降、全国的に新型コロナウイルス感染症の傾向が見られます。空気が乾燥するとウイルスを含む飛沫が空気中を漂いやすくなります。これまで同様に手洗い・手指の消毒と併せて定期的な換気を行うなどの感染症対策を心掛けてください。なお、感染者の特定や誹謗中傷するようなことは厳に慎んでいただき、この感染症を正しく認識し、感染症対策を徹底しましょう。今年も、新型コロナウイルス感染症の影響で多くのイベントが中止となりました。なかでも、約30年

振りの湯浅町での開催を予定していた大相撲湯浅場所は、私も含め多くの皆さんが楽しみにしておられたことと思います。しかしながら、新型コロナ感染症拡大防止のため本年3月の開催を見送り、改めて来年の開催に向けて関係各所と協議を重ねておりましたが、この度、日本相撲協会において令和3年の春巡業は実施しないことが決定されました。今後引き続き、湯浅場所の開催に向けて関係各所と調整、協議を進めてまいります。詳細について決まり次第、実行委員会よりお知らせいたします。また、由良・広川・湯浅の3町をつなぐ紀の国醬油ロードマラソンについても、来年3月の開催を見送ることと決定しました。

様々な場面で新型コロナウイルスの影響を受けたこの1年でしたが、残すところ1ヵ月となりました。来年は、明るい話題が少しでも多くなって欲しいものです。

湯浅町長 上山 章喜



### 「宝栄湯」の指定管理者を募集します

村風呂として誕生した「宝栄湯」は、昭和43年に町営浴場となり、平成18年度より指定管理者による運営が行われる施設となりました。

つきましては、令和3年4月から令和6年3月までの3年間の指定管理者となる「法人その他の団体」（法人登記を必要とするものではありません。以下「団体」といいます。）を募集しますので、希望される団体は申し込みください。

1. 施設等の概要
  - (1) 名称：湯浅町共同浴場「宝栄湯」
  - (2) 所在地：湯浅町大字湯浅2-716番地4
2. 指定管理者が行う業務
  - (1) 共同浴場の管理運営に関する事
  - (2) 共同浴場の維持管理に関する事
  - (3) その他共同浴場の管理に関し、町長が必要と認めること。
3. 申請資格
  - (1) 湯浅町内に住所を有する団体
  - (2) 安全円滑で清潔に浴場を管理運営できる団体
  - (3) 宝栄湯の歴史の経過を踏まえ、浴場の設置目的及び交流の場としての役割をより効果的、効率的に達成することができると認める団体
4. 提出書類
 

申請を希望する団体は、次の書類を提出してください。

  - (1) 提出期間  
12月1日(火)から12月28日(土) 平日8時30分から17時15分まで  
提出場所及びお問合せ  
住民生活課環境係（5番窓口）  
☎64・1102
  - (2) 住民生活課環境係（5番窓口）  
※詳しくは湯浅町ホームページをご覧ください。

# あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

人権尊重委員会  
人権推進課  
(総合センター)  
☎64-1126  
jinsui@town.yuasa.lg.jp

12月10日は「世界人権デー」です！

1948年の12月10日、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々が達成すべき共通の基準として、国連において「世界人権宣言」が採択されました。その後国連は、世界人権宣言の採択を記念して、12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と決めました。

このことから、法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言採択の翌年から、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定めて、様々な啓発活動を通じた

人権尊重思想の高揚に努め、今年で72回目を迎えます。

しかし、いまなお子どもや女性、障がい者、高齢者、同和問題など、多くの人々に対する人権侵害が存在しています。また近年、LGBTやインターネット上における人権など、時代に応じた様々な人権問題が提起されています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、感染者やその家族、特定の業種に従事する方々に対する新たな人権侵害が報告されています。



いかなる場合であっても、誤解や偏見に基づく差別やいじめは許されません。

差別やいじめを見つけた時に、はっきりと「差別・いじめはいけないことだ」と言えるように、そして私たちの町を住みよくするために、一人一人が人権尊重に対する理解を深めていきましょう。



第72回人権週間：12月4日(金)～12月10日(木)

## 「誰か」のことじゃない。

世界中の全ての人はみんな同じ人権を持つ、かけがえない存在です。それぞれの個性や生き方の違いを大切に、全ての人の人権が尊重される豊かな社会をつくりましょう。

◆ 困りごと、心配ごとでお悩みの方は、下記の人権相談窓口までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

- 受付時間** 月曜日～金曜日（12月29日～1月3日・休日を除く）8：30～17：15
- 面談による相談窓口**
- ・和歌山地方法務局人権擁護課 ☎073-422-5131
  - ・総合センター ☎63-4152 もしくは ☎64-1126
- 電話による相談窓口**
- ・みんなの人権110番 ☎0570-003-110
  - ・子どもの人権110番 ☎0120-007-110
  - ・女性の人権ホットライン ☎0570-070-810